

## ～令和5年分消費税課税事業者について～

令和5年分（課税期間）の消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表①～④のいずれかの条件にあてはまる方となります。

①	令和3年分（基準期間）において <b>課税売上高が1,000万円を超えている</b> 。
②	令和4年1月1日～6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。 （注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 <b>選択</b> 届出書を提出している。
④	令和5年10月1日よりインボイス発行事業者として登録した方。この場合は、上記①～③の方を除き、令和5年10月～12月分の消費税の申告が必要となります。

## ～消費税（インボイス）対応の記帳の仕方について～

○ 消費税課税事業者（インボイス発行事業者を含む）で**一般課税の方**は、令和5年10月1日以降の記帳方法には以下のような注意が必要となります。

☆ 消費税の申告を行うために、取引を標準税率（10%）と軽減税率（8%）に区分して記帳する必要があります。またインボイス発行事業者以外からの取引（1回あたりの取引金額が1万円未満のものや3万円未満の公共交通機関による旅客運送など、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が受けられるものを除く）は「80%控除対象」などと記載しておく必要があります。

領収書や請求書の税区分等にご注意の上、記帳をしてください。

帳簿  
記載例

【経費帳記入例】

仕 入

令和5年 月 日	摘 要	金額	
		現金	その他
10 5	白色商事 10月分日用品 (○)	88,000	
10 8	白色商事 10月分食料品(○ ※)	43,200	
10 9	白色物産 10月分雑貨 (○ ☆)	33,000	

帳簿記載事項

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行なった年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
**（軽減税率の対象品目である旨）**  
**（経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨）**
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

※ 日用品として88,000円、食料品として43,200円、雑貨として33,000円。摘要欄に「※」と記載することにより「軽減税率（8%）の対象品目である旨」を表記しています。

また、「☆」は「80%控除対象である旨」を表記しています。

※ ○：課税取引 ×：非課税・不課税取引 ※：軽減税率対象品目 ☆：80%控除対象  
→帳簿の欄外等に記載しておきます。

○ 消費税課税事業者（インボイス発行事業者を含む）で**簡易課税を選択している（する）方**は、**売上等**の取引がどの事業区分に該当するかを記帳しておく必要があり、摘要欄に第一種事業を「一」、第二種事業を「二」などと記帳する工夫が必要です。また、軽減税率の対象となる売上の場合は「※」と記載し、帳簿の欄外に「※：軽減税率対象品目」を記載しておきます。

注）会計ソフト・ブルーリターンAをお使いの方につきましては、消費税（インボイス）への対応の詳細が分かり次第会報等を通じてご案内いたします。なお、それ以外の会計ソフトをお使いの方は、販売元のホームページ等で消費税（インボイス）への対応をご確認ください。